



海外渡航時の感染症に注意!

日本国内では、ほとんど発生していない感染症やあまり知られていない感染症でも、海外では感染する可能性が高いものがあります＝下表参照。最近では、海外渡航者増加に伴い、帰国時に国内へ感染症が持ち込まれるケースが増加しています。

渡航前には、感染症の予防方法や各地域における発生状況に注意し、あらかじめ正しい知識を身に付け、感染症予防を心掛けましょう。

問 保健所保健予防課 (0798・26・3675)

種類	注意点など
蚊を介した感染症	ジカウイルス感染症、デング熱など 現在、中南米を中心にジカウイルス感染症による小頭症児の出産が多数報告されています。妊娠中および妊娠の可能性のある人は、流行地への渡航を控えましょう。現地では蚊に刺されないよう注意しましょう。 
食べ物や水を介した感染症	細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなど 公衆衛生の設備が不十分な地域では感染するリスクが高いので、手洗いをこまめに行い、生水・氷・カットフルーツなど生ものの飲食は避け、食事は十分加熱したものを食べましょう。
その他、諸外国で注意すべき感染症	中東呼吸器症候群(MERS)など アラビア半島を中心に患者が報告されています。中東地域に渡航する際はラクダとの接触や殺菌されていないラクダの乳や肉の喫食を避けましょう。中東諸国など発生国で患者やラクダと接触した人はMERS感染の可能性があるので、検疫所が最大14日間の健康監視を行うこととなります。 

住宅用火災警報器 設置していますか

市は、住宅火災からあなたと大切な家族の命や財産を守るため、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置を義務付けています。設置義務のある場所は、寝室、台所、階段部分です。

火災は無いのが一番ですが、万が一に備えましょう。詳しくは最寄りの消防署か消防局予防課にお問い合わせください。

▶ 日々の手入れを

多くの住宅用火災警報器の電池寿命は10年とされています。電池が切れてしまっていると「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に動きません。定期的に点検ボタンを押すといった作動確認やほこりを取るなどして維持管理をしっかりと行いましょう。



▶ 悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売には十分注意しましょう。購入後、不審に思う場合は、消費生活センター(0798・64・0999)などに相談しましょう。訪問販売などはクーリング・オフ制度の対象ですので、購入後、一定期間は契約の解除が認められています。

問 消防局予防課 (0798・32・7316)

防犯カメラ設置の地域団体に補助金交付

県と市は、地域の見守り力の向上を図るため、防犯カメラを新たに設置する地域団体に補助金を交付します。

申込は7月15日まで。申込方法など問合せは市地域活動支援課へ。

【対象】自治会、防犯協会、まちづくり防犯グループなどの地域団体

【補助金額(1カ所当たり)】県は8万円。市は上限16万円(県から補助金が出ている場合は、その補助額を控除します)

申・問 地域活動支援課 (0798・35・3474)

マイナンバーカード事前予約で各支所受け取り可能になりました

市は、郵送・スマートフォン等で申請されたマイナンバーカード(個人番号カード)を市役所東館特設窓口で交付していましたが、このたび、事前に予約をすることで鳴尾・瓦木・甲東・塩瀬・山口の各支所でも受け取ることができるようになりました。交付通知が届いたら、電話やインターネットで受取希望日の1週間前までに予約の上、各支所へお越しください。

問 マイナンバーコールセンター (0570・00・2438)
※繋がらない場合は (050・3820・3996)

まだの人はお早めに! 高齢者向け給付金 申請は7月8日まで

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

市は、4月に高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請書を対象となる可能性がある世帯に郵送しました。

下記の給付対象者の要件に当てはまるのに申請書が届いていない人や申請書を紛失した人、申請手続きなどで分からないことがあれば西宮市臨時給付金コールセンターまでお問い合わせください。

【給付対象者】平成27年1月1日現在、西宮市に住居登録があり、27年度の市民税(均等割)が非課税の人で昭和27年4月1日以前に出生した人 ※市民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者などは対象外

【支給額】給付対象者1人につき3万円

【申請期限】7月8日(必着) ※申請期限を過ぎると受付できません

【申請方法】申請書が届いた人は、必要事項を記入の上、添付資料とともに返信用封筒で郵送してください

※申請書受付後、審査を経ておよそ2カ月後の口座振込となります

問 西宮市臨時給付金コールセンター
(050・3101・4185)

※電話番号は050を省略せずにかけてください。
受付時間は午前9時～午後5時半。土・日曜、祝日を除く

点字・音声による「選挙のお知らせ」無料配布

県選挙管理委員会では、国政選挙、知事選挙、県議会選挙の際に、選挙や候補者の情報を点字または音声(DAISY版)にした「選挙のお知らせ」を、視覚に障害のある人に無料で配布しています。

【申込方法】FAXに希望の種類(点字または音声)、郵便番号、住所、氏名を書き、県選挙管理委員会へ。電話も可 ※一度申込すると、以後の選挙から自動的に送付します

申・問 県選挙管理委員会
(TEL 078・362・3101)
(FAX 078・362・3907)

男女共同参画センター ウェーブのご利用を

男女共同参画センター ウェーブには学習室、図書・資料コーナーや女性のための相談室などがあります＝下表参照。ぜひご利用ください。また、6月23日～29日は男女共同参画週間です。「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」をキャッチフレーズに、講演会や啓発パネル展、関連図書の企画展示を行います。

学習室	グループでの学習や会議などで利用可。全5室(定員8人～45人)。要利用料
図書・資料コーナー	男女共同参画に関する図書や雑誌、DVDが貸し出しできます
しごとサポートウェブにしきた	働きたい女性などを対象に、女性就労支援ナビゲーターによる応募書類の添削や職業相談等を実施。パソコンでの求人情報検索も可

女性のための相談室(秘密厳守)	電話相談 月・木曜の午前10時～正午、午後1時～4時に専用電話(0798・64・9499)
面接相談	火・水・土曜の午前10時～正午、午後1時～4時半。予約は月曜～土曜の午前9時～午後5時に専用電話(0798・64・9498)
法律相談	原則、第3金曜の午後2時～5時。予約は月曜～土曜の午前9時～午後5時に専用電話(0798・64・9498)

※いずれも無料。各日程は祝・休日を除く

問 男女共同参画センター ウェーブ (0798・64・9495)

消費生活ガイド

トラブルにあったら消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

子供乗せ自転車は、子供と一緒に外出するときに便利ですが、その一方で子供を乗せた自転車か風にあおられたり、目を離れたすきに転倒するなどの事故が起きています。
事故を防ぐポイント!
●子供を乗せたまま、自転車から離れない。乗せ降ろしの際には、ハンドルがまっすぐ前を向いていることを確認し、スタンドをロックする
●押し歩きや駐輪動作中など、自転車走行中以外にも事故が発生することを意識し、子供にヘルメットを着

子供乗せ自転車での事故に注意

用させてから自転車に乗せる
●ヘルメットや自転車用幼児座席は、強度や衝撃吸収性等が品質・安全性の基準に適合した認証マーク“SGマーク”の付いたものを選択し、自転車は安全基準を満たした“SGマーク”および“BAAマーク”の付いたものを購入する

